

6 農場点検実施マニュアル【ネクスト】54

(1) 農薬

登録農薬

No	点検内容
2	農薬の使用 <input type="checkbox"/> 農林水産省の登録を確認 <input type="checkbox"/> 非農耕地除草剤や、無登録農薬の疑いのある資材を使用していない。

聞き取り

その作物に使える登録農薬か、どのように確認していますか。

対策

農薬の使用の都度、次のもので確認する。

- ・ 農薬のラベル
- ・ 栃木県農作物等病虫害雑草防除指針

<http://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/tochigi>

散布液の調製

No	点検内容
3	農薬の散布液の調整 □使用残が発生しないよう、必要な量だけを作成

聞き取り

農薬の散布液は、何リットル作っていますか。

確認

- ・使用液量 L/10a と散布面積から作成量が適当であるか確認する。



散布の周知

No	点検内容
4	農薬散布 <input type="checkbox"/> 事前にほ場周辺の住民、生産者、特に有機農業者、養蜂業者等 に対して、農薬の使用目的、使用農薬、散布日時などについて、情 報提供

聞き取り

ほ場の近くに住宅や、他の人のほ場がありますか。
 (ドリフトが疑われる場合には、)
 周辺住民や生産者にどのように周知していますか。



現場確認

ほ場近くに、住宅や他の作物のほ場があるか。

対策

- ・ドリフトが疑われる場合には、「農薬散布中」などののぼりや看板を作っ
 て、農薬散布の時に立てる。

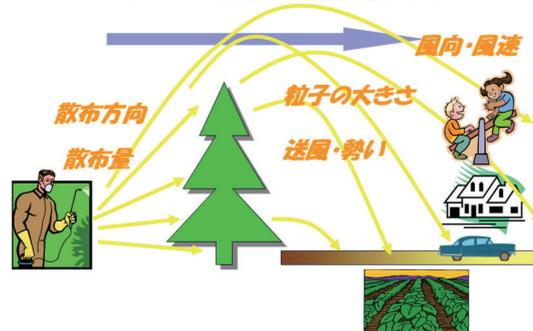
ドリフト

No	点検内容
5	(周辺の住宅やほ場等への農薬の飛散(ドリフト)の防止) 農薬散布時のドリフト防止 <input type="checkbox"/> 風向きや風の強さ <input type="checkbox"/> 散布方法等

聞き取り

ドリフトを防止するために、どのようなことに気をつけていますか。

ドリフトの概念(液剤散布)



「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）（抜粋）

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があつた場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）も参考とすること。

散布機の点検

No	点検内容
6	動噴等の農薬散布器具 <input type="checkbox"/> 使用前に点検 <input type="checkbox"/> 前回使用した農薬が残っていないことを確認

聞き取り

農薬散布機を使用する前に、何を確認しますか。

対策

散布機を使用する前に次のようなことを点検する。

- ・ 前回使用した農薬が残っていない
- ・ 散布機に、ひび割れ・漏れ等がない
- ・ ノズルから均一に噴出する

ポジティブリスト制度

食品衛生法の改正により、平成 18 年から「食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度」が導入されました。

本制度により、残留農薬基準値がない農薬については、0.01ppm が基準値として設定されました。

この基準値をオーバーしてしまうと、農産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

保管

No	点検内容
10	☐農薬を鍵のかかった施設や保管庫に安全に保管 ☐責任者が鍵を管理

聞き取り

農薬保管庫の鍵はどこに保管していますか。



容器の移しかえ

No	点検内容
12	<input type="checkbox"/> 農薬を他の容器(ペットボトルや栄養ドリンクのビン等)に移しかえていない。

聞き取り

農薬を他の容器に移しかえていますか。



液状農薬

No	点検内容
13	(液状農薬流出時の備え) <input type="checkbox"/> 液状の農薬を粉状や粒状の農薬の下の棚に配置

現場確認

液状農薬は、粉状や粒状農薬の下に保管されているか。



開封した農薬

No	点検内容
14	(開封した農薬の流出防止) 開封した農薬を保管する場合 ロビンのフタや袋の開け口をきちんと閉める。

現場確認

開封した農薬は、空け口が閉められているか。

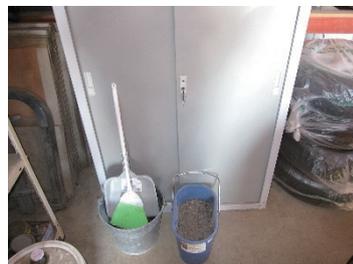


流出時の対応

No	点検内容
15	農薬が保管場所で流出した場合の安全な処分 口砂、ほうき、ちりとり等を用意

現場確認

農薬保管場所に、砂、ほうき、ちりとり等があるか。



空容器

No	点検内容
16	農薬の空容器 <input type="checkbox"/> 地域協議会や農協の回収又は産業廃棄物処理業者等を利用して処分

聞き取り

**農薬の空容器はどこで処理していますか。
その伝票はありますか。**

現場確認

**農薬の空容器は、どこに保管されているか。
環境や人を汚染する可能性はないか。**



期限切れ

No	点検内容
17	期限切れ農薬等 <input type="checkbox"/> その他の農薬と区別して保管 <input type="checkbox"/> 地域協議会や農協の回収等を利用して処分

聞き取り

**使用期限は、いつ確認していますか。
使用期限が切れた農薬は、他のものと区別して保管していますか。
どこで処分していますか。**



現場確認

**使用期限が切れた農薬があるか。
処理の伝票の確認。**

(2) 肥料

土壌診断

No	点検内容
18	(地下水等の汚染防止) <input type="checkbox"/> 土壌診断結果や県の施肥基準に基づいて肥料の種類と量を決定

聞き取り

施肥量は、何に基づいて決めていますか。

現場確認

**現物施肥量 → 成分施肥量を計算
施肥量が、施肥基準に比べて極端に多かたりしていないか。**

参考

県の農作物施肥基準

次の県のホームページで参照できる。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/work/nougyou/keiei-gijyutsu/sehikijun.html>

完熟堆肥

No	点検内容
19	(堆肥中の病原性微生物汚染や雑草の種子混入の防止) 家畜ふん堆肥 <input type="checkbox"/> 数日間高温で発酵したものを施用(55℃3日間発酵が望ましい。 発酵温度を確認できない場合は、堆肥施用後 60 日を経過してから 収穫している。)

聞き取り

堆肥の発酵温度を確認していますか。

対策

- ・堆肥の生産業者に発酵温度を確認する。
- ・その堆肥は、県に届出されているか確認する。
- ・堆肥の原料や製造工程を確認する。

堆肥の保管

No	点検内容
20	(堆肥の肥料分や病原性微生物の流出等による地下水や農産物の汚染の防止) 家畜ふん堆肥を製造・保管する場所 <input type="checkbox"/> 大雨時に堆肥や原料ふんが流出しない対策

現場確認

堆肥の保管場所は、雨で周辺に流出しない構造か。



肥料の保管

No	点検内容
22	肥料の保管場所 <input type="checkbox"/> 直射日光、高温、雨、露及び霜の影響を受けない屋根等の覆い <input type="checkbox"/> 農薬等による汚染のない清潔な場所

現場確認

**肥料保管場所には、屋根等の覆いがあるか。
直置きをせず、清潔な場所か。**

堆肥等の施用

No	点検内容
23	(土づくり) ・堆肥の施用、稲わら等のすき込み又は緑肥の栽培 <input type="checkbox"/> 施肥基準に基づく ・堆肥を施用 <input type="checkbox"/> 施肥基準に基づき、堆肥の肥料成分を考慮して化学肥料を減肥

聞き取り

**堆肥の施肥量は、どのように決めていますか。
堆肥中の肥料成分を考慮して化学肥料を減肥していますか。**

(栃木県農作物施肥基準)

堆肥 1 t 施用した場合、次の成分量を減肥できる。

表 3-2 堆肥現物 1 t の有効成分量

堆肥の種類	畜種	有効量 (kg)		
		窒素	りん酸	加里
家畜ふん堆肥	牛ふん	2.2	8.7	13.1
	豚ふん	11.8	28.2	17.3
	鶏ふん	16.8	40.9	28.1
オガクズ混合堆肥	牛ふん	0.7	4.0	8.2
	豚ふん	4.2	10.2	7.5
	鶏ふん	2.7	11.8	9.5
モミガラ混合堆肥	牛ふん	1.7	9.3	8.9
	豚ふん	6.7	13.4	20.2
稲わら混合堆肥	牛ふん	1.0	2.9	4.8
稲わら堆肥	-	1.2	1.0	4.1
パーク堆肥	-	0	1.6	1.4
落ち葉堆肥	-	2.1	1.0	3.6

(3) 燃料

点検

No	点検内容
25	・燃料の貯蔵容器、供給タンクや配管等 <input type="checkbox"/> 腐食による破損や故障がないか定期的に点検 ・冬期間など一定期間のみ使用する場合 <input type="checkbox"/> 使用開始前に必ず点検したり試運転を実施

聞き取り

燃料の貯蔵容器などは、どのように点検していますか。

河川への流出

No	点検内容
26	(燃料の河川等への流出時の対応) <input type="checkbox"/> 流出時の連絡先(市町の環境部局)を目立つ場所に表示

現場確認

燃料流出時の連絡先が掲示されているか。

対応

- 燃料の河川等への流出時の対応
 - ・消防(119)へ連絡し、状況を伝える。
 - ・土や土豪などで流出を最小限に抑える。
 - ・市町の環境部局へ連絡する。

(4) 衛生

植物残さ

No	点検内容
29	選別で取り除かれた植物残さやゴミ <input type="checkbox"/> 特定の場所にまとめる <input type="checkbox"/> その場所を清掃

聞き取り

植物残さの捨て場はどこですか。
 その掃除は、どのようにしていますか。

現場確認

植物残さの捨て場所が決まっているか。清潔になっているか。

農産物取扱規則

No	点検内容
30	農産物の取扱規則（農産物汚染や異物混入等を防止するルール） <input type="checkbox"/> 口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底

聞き取り

衛生に関するルールは、どのように決めて実践していますか。

現場確認

衛生に関するルールが掲示されているか。



ほ場や周辺からの汚染

No	点検内容
34	ほ場や周辺に、農作物に悪影響を及ぼす可能性のある以下のような病原性微生物や有害な化学物質がないか確認 <input type="checkbox"/> 野積みの家畜ふん尿 <input type="checkbox"/> 雨ざらしの肥料 <input type="checkbox"/> 漏れた燃料 <input type="checkbox"/> 農薬空容器等

現場確認

ほ場やその周辺に汚染物質があるか。

ほ場周辺の潜在的な汚染源の例



× 野積みの家畜ふん尿堆肥



× ハウス付近に焼却残さ



× 袋が破れ、雨ざらしの肥料



× 雨ざらしの農薬空容器

(5) 環境保全

病虫害雑草の発生予防

No	点検内容
35	病虫害・雑草の発生しにくい栽培環境づくりのため、例えば以下のような取組を実施 <input type="checkbox"/> 周辺の雑草防除 <input type="checkbox"/> 土壌消毒 <input type="checkbox"/> 防虫ネットや防草シートの使用 <input type="checkbox"/> 水田の取り置き苗や施設内の観賞用鉢花の処分等

聞き取り

病虫害や雑草の発生をあらかじめ抑制するために、どのような取組をしていますか。



ほ場周辺の雑草防除



防虫ネットの展張



土壌還元消毒

防除の判断

No	点検内容
36	病害虫防除に際して、以下のような取組で発生状況を把握し、防除の必要性を判断 <input type="checkbox"/> ほ場の観察 <input type="checkbox"/> ロトラップや粘着板による確認 <input type="checkbox"/> 病害虫発生予察情報の確認 <input type="checkbox"/> 農協や農業振興事務所からの情報等

聞き取り

農薬を散布する時には、何を基にその判断をしていますか。

病害虫発生予察情報

栃木県農業環境指導センター

<http://www.jppn.ne.jp/tochigi/boujo/yohomenu.html>



病害虫の発生状況を確認



ほ場内の観察



トラップの設置



粘着板の設置

農薬以外の防除法

No	点検内容
37	病害虫防除に際して、化学農薬散布以外の以下のような方法も実施 <input type="checkbox"/> 罹病株の抜取り処分 <input type="checkbox"/> 天敵や微生物農薬の使用 <input type="checkbox"/> 気門封鎖型農薬の散布 <input type="checkbox"/> 粘着シートの設置 <input type="checkbox"/> 非散布型農薬の使用など

聞き取り

化学農薬以外の方法で防除していますか。



ハダニの天敵ミヤコカブリダニ

植物残さの有効利用

No	点検内容
39	病害虫のリスクがない場合、植物残さを、以下のように有効に活用 <input type="checkbox"/> 堆肥化 <input type="checkbox"/> ほ場へのすき込み <input type="checkbox"/> 家畜の飼料 <input type="checkbox"/> 畜舎の敷料等

聞き取り

植物残さを、何か有効活用していますか。

エネルギーの節減

No	点検内容
40	(不必要・非効率的なエネルギー消費の見直し) <input type="checkbox"/> 燃料や電気等のエネルギー使用量を把握 <input type="checkbox"/> 作業工程の見直しによる効率的な農機の運転や、必要以上の加温、冷房、乾燥、照明等の回避などを工夫

聞き取り

燃料や電気の使用量を把握していますか。

堆肥等の放射能

No	点検内容
41	堆肥やその原料（家畜ふん尿、稲わら、籾がら、落ち葉、バーク等）、土壌改良資材等を入手する場合 <input type="checkbox"/> 相手に材料や製造方法について問い合わせ、放射能汚染のリスクのないものを使用

聞き取り

- ・県に届出されている堆肥かどうか確認する。
- ・原料や製造方法を確認する。

土壌浸食

No	点検内容
42	(土壌浸食の防止) 土壌浸食を受けやすいほ場では、以下のいずれかの取組を実施 <input type="checkbox"/> 被覆作物の栽培 <input type="checkbox"/> 等高線栽培 <input type="checkbox"/> 植生帯の設置 <input type="checkbox"/> 風向を考慮した畝立ての実施 <input type="checkbox"/> 防風垣の設置

聞き取り

**冬期の風などで土壌浸食を受けやすいですか。
 受けやすい場合、何か対策をとっていますか。**

(6) 労働安全

保険

No	点検内容
46	万一の事故の備え <input type="checkbox"/> 労災保険や傷害共済等の保険に加入

聞き取り

労災保険などに加入していますか。

労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるけがや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は事業の種類・規模を問わず、すべて適用事業とされています（労働者災害補償保険法第3条）。

ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は任意となります（暫定任意適用事業）。

なお、農業者の場合は、事業者本人であっても、以下のいずれかに該当すれば労災保険への特別加入ができます（労働者災害補償保険法第33条、第34条、第35条等）。

- ① 特定農作業従事者（年間農産物総販売額300万円以上又は経営耕地2ヘクタール以上の規模で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の作業（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する作業）に従事する方）
- ② 指定農業機械作業従事者（自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の機械（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する機械）を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方）
- ③ 中小事業主等（常時300人以下の労働者を使用する事業主とその家族従事者等）

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署にご確認下さい。

また、外国人技能実習生についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「技能実習1号ロ」第12号において監理団体又は実習実施機関は、外国人技能実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。

（参考資料集・農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン、平成24年7月、農林水産省生産局）

危険作業の制限

No	点検内容
47	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業に、以下に掲げる者は従事していない。 <input type="checkbox"/> 酒気を帯びている者 <input type="checkbox"/> 病気、負傷、過労により正常な作業が困難な者 <input type="checkbox"/> 妊娠中又は産後1年を経過していない女性 <input type="checkbox"/> 年少者 <input type="checkbox"/> 必要な資格を有していない者

聞き取り

危険を伴う作業は、どのようなものがありますか。
危険を伴う作業は、誰が行っていますか。

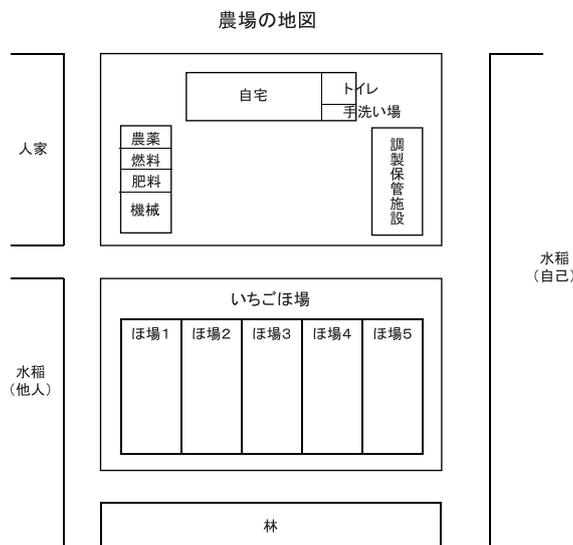
(7) 管理全般

ほ場の識別

No	点検内容
48	<input type="checkbox"/> 全てのほ場(ハウスや温室を含む)や調製保管施設等を識別できる台帳(又は地図)がある。

聞き取り

ほ場の地図などで、ほ場の名称や番号などが確認できますか。



資材等の購入記録

No	点検内容
49	(肥料や農薬等の資材管理状況の確認) 購入伝票等の保存 <input type="checkbox"/> 肥料 <input type="checkbox"/> 農薬 <input type="checkbox"/> 種子 <input type="checkbox"/> 苗 <input type="checkbox"/> 堆肥 <input type="checkbox"/> 土壌改良資材等

聞き取り

資材等の購入伝票を保存していますか。

登録品種の種苗

No	点検内容
50	・種苗法で自家増殖が禁じられている植物を自家増殖する場合 <input type="checkbox"/> 権利者の利用許可を得ている。 ・登録品種の種苗等（採取した種子、自家増殖した苗、果樹の枝等） <input type="checkbox"/> 有償無償にかかわらず、権利者の許可なく他人に譲渡していない。 <input type="checkbox"/> 不要となった種苗等を、他人が持ち出したりしないよう、適切に処分

聞き取り

**自家増殖する場合、種苗法に基づいていますか。
登録品種の種苗を他人に譲渡していませんか。**

指定種苗制度（農林水産省）

種子、苗を販売する場合は種苗法に基づく表示が必要です。
表示義務は、指定種苗として定められた植物の種苗が対象です。

※指定種苗とは

穀類、豆類、いも類、野菜などの食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草などの一部の植物の種苗は、「指定種苗」として農林水産大臣が定めています。

（参考）種苗法の規定に基づく指定種苗

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-4.pdf>

表示事項	
1.	表示をした種苗業者の氏名（法人は名称）及び住所
2.	種類及び品種（接木した苗木（果樹）は、穂木及び台木の種類と品種）
3.	生産地（国内産は都道府県名、外国産は国名）
4.	種子については、採種の年月（又は有効期限）及び発芽率
5.	数量（重量、体積、本数、個数等）
6.	農薬の使用履歴（使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数）

記録の保存

No	点検内容
54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の出荷に関する記録 <input type="checkbox"/> 1～3年間保存(米の場合は、3年間) ・ 出荷に関する以外の記録 <input type="checkbox"/> 取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存

聞き取り

出荷の記録を、どのくらい保存していますか。

食品衛生法第1条の3 第2 項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第 3 作成・保存に係る基本的事項

3 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

- ・ 生産段階：販売後 1～3 年間

（以下略）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(平成 21 年法律第 26 号) (抜粋)

(記録の保存)

第 6 条 米穀事業者は、第 3 条第 1 項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令

(平成 21 年財務省令・農林水産省令第 1 号) (抜粋)

(記録の保存期間)

第 7 条 法第 6 条の主務省令で定める期間は、3 年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあつては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 3 月間
- 二 記録を作成した日から賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。)までの期間が 3 年を超える米穀等 5 年間

鳥獣被害対策

No	点検内容
55	鳥獣による被害が想定される地域では、例えば以下のような取組を実施 <input type="checkbox"/> 不要な果実や収穫残さなどを放置していない。 <input type="checkbox"/> 侵入防止柵を設置

聞き取り

**鳥獣による被害はありますか。
被害がある場合、何か対策をとっていますか。**

現場確認

鳥獣被害がある場合、対策がとられているか。

対策

- ・ 不要な果実や収穫残さなどを放置していない。
- ・ 必要に応じて、侵入防止柵やわなを設置する。

知的財産の保護・活用

No	点検内容
56	<p>必要により、農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）を、例えば以下の取組により保護し、活用</p> <p><input type="checkbox"/>活用手段(権利化、秘匿、公開)決定前の技術内容等の秘匿</p> <p><input type="checkbox"/>技術内容等の文書化</p> <p><input type="checkbox"/>活用手段の適切な選択</p>

聞き取り

**自分で開発した技術などがありますか。
ある場合、それを保護していますか。**

生産工程管理

No	点検内容
57	<p>(PDCA サイクルの実践)</p> <p><input type="checkbox"/>以下の自己点検を実施</p> <p>(PLAN 計画) 栽培計画を作成し、改善が必要な点検項目を設定</p> <p>(DO 実践) 点検項目を実践し、それを記録し保存</p> <p>(CHECK 点検) 実施した項目を点検し、評価</p> <p>(ACTION 改善) 今後、改善が必要な部分を把握し、見直す。</p> <p><input type="checkbox"/>自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、取引先による第三者点検、又は審査認証団体等による第三者点検のいずれかの客観的な点検を活用</p>

聞き取り

**毎年、栽培計画を作成していますか。
生産工程の中で、改善が必要な点がないかチェックし、
その対策をとっていますか。**

(8) 野菜・果樹

(農薬)土壌くん蒸剤

No	点検内容
58	被覆を要する農薬を使用する場合 <input type="checkbox"/> 使用上の注意事項を遵守 <input type="checkbox"/> 被覆を完全に行うなどの揮散防止に努める。

聞き取り

**被覆を要する農薬を使用していますか。
使用している場合、注意事項を遵守していますか。**

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）（抜粋）

（被覆を要する農薬の使用）

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(衛生) 水質検査

No	点検内容
59	収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水 <input type="checkbox"/> 水道水を使用 <input type="checkbox"/> 井戸水の場合は、水質検査を実施して飲用水の規準に適合していることを確認

聞き取り

井戸水を使っている場合、水質検査をしていますか。

(皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除く。)

対策

大腸菌などが検出された場合

- ・農産物取扱い工程（手を洗う水、コンテナなどを洗う水など）で使用する水は、水道水を使用する。
- ・手を洗った後に消毒する。
- ・かん水や薬剤散布をした後、1週間以上経ってから収穫する。
- ・大腸菌の菌数を確認する。

100個/100ml以内であることを目安とする。

(生鮮野菜を衛生的に保つために 平成23年6月策定、令和2年9月最終改訂 農林水産省)

(衛生) トイレ

No	点検内容
61	<input type="checkbox"/> ほ場や施設の周辺に、短時間で行くことができる清潔なトイレがある。 <input type="checkbox"/> 石けんと手を洗う水を常備

現場確認

手洗い場に石けんが置いてあるか。

(衛生) 収穫用コンテナ

No	点検内容
63	<input type="checkbox"/> 収穫用コンテナに、農産物以外のもの(弁当、道具、農薬、燃料等)を入れていない。

聞き取り

収穫用のコンテナに、農産物以外のものを入れていますか。

現場確認

コンテナがきれいか。

(衛生) 養液栽培

No	点検内容
65	(培養液の汚染防止) <input type="checkbox"/> 使用する水が微生物的及び化学的に汚染されていないか確認 <input type="checkbox"/> 培養液の定期的な取り替え <input type="checkbox"/> 培養液を再利用する場合は、汚染を低減するための処理を実施 <input type="checkbox"/> 資材や機器の衛生的な保管、取扱い

聞き取り

養液を使っている場合、汚染に気をつけていますか。
 タンクがある場合、清掃はどのように行っていますか。

現場確認

培養液のタンクなど汚染がないか

(衛生)温度管理

No	点検内容
66	(病原性微生物の増殖の防止) <input type="checkbox"/> 必要に応じて、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施

聞き取り

**冷蔵庫などで保管する場合、
温度が適正か、どのような確認していますか。**

(環境保全) セイヨウオオマルハナバチ

No	点検内容
67	特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、以下の取組を実施 <input type="checkbox"/> 環境省の許可取得 <input type="checkbox"/> 栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 <input type="checkbox"/> 出入口への二重の戸の使用、又はネットでの二重被覆 <input type="checkbox"/> 栽培施設への許可証の掲出 <input type="checkbox"/> 使用後のハチの確実な殺処分

聞き取り

**セイヨウオオマルハナバチを使っている場合
決められた取組をしていますか。**

(果樹・衛生) りんごのかび毒

No	点検内容
68	(りんごのかび毒 (パツリン) 汚染防止) 傷果発生防止 <input type="checkbox"/> 丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別を徹底

聞き取り

**りんごを栽培している場合
かび毒(パツリン)汚染防止のため、何か気をつけていますか。**

(9) 米・麦

(衛生)米、麦の衛生的な取扱い

No	点検内容
69	<input type="checkbox"/> 米麦の乾燥調製施設や貯蔵施設を清掃し、衛生的な状態に保つ <input type="checkbox"/> 高水分の粉を長期間放置せず、速やかに乾燥(ヤケ米やカビの発生抑制)。 <input type="checkbox"/> 高水分の麦を長期間放置しないために、乾燥機の処理能力にあわせて収穫し、速やかに乾燥(変質による異臭の発生、発芽不良の防止。小麦では、低アミロ化による製粉歩留や製麺適正低下の防止。)。

聞き取り

米や麦の収穫後、速やかに乾燥していますか。

現場確認

乾燥調製施設は、清潔か。

(管理全般) 大規模な乾燥調製施設

No	点検内容
70	大規模な乾燥調製施設での作業 <input type="checkbox"/> 施設の管理者は、オペレーターとの責任分担を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努めている。

聞き取り

大規模な乾燥調製施設が有る場合、オペレーターとの責任分担は明確ですか。

(管理全般) 米麦の異種穀粒

No	点検内容
71	(異品種混入の防止) <input type="checkbox"/> 米麦の乾燥調製設備に残留した原料の除去・清掃を徹底 <input type="checkbox"/> 種子の更新率を高め、品種ごとに計画的に収穫・搬入

聞き取り

異品種の混入防止のため、どのような対策を実施していますか。

(米・農薬) 水田からの農薬流出

No	点検内容
72	(水田からの農薬の流出防止) <input type="checkbox"/> 水田で農薬を散布後、1週間程度は落水やかけ流しをしない。 <input type="checkbox"/> 畦畔等を十分に整備し、漏水を防止 <input type="checkbox"/> 降水量が多くなる場合には、農薬の使用を中止

聞き取り

水田からの農薬の流出防止のため、どのような対策を実施していますか。

(米・衛生) 米のカドミウム

No	点検内容
73	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施

聞き取り

カドミウムの汚染リスクはありますか。

(米・環境保全) 水田代かき後の濁水

No	点検内容
74	(水田代かき後の濁水流出防止) <input type="checkbox"/> 代かき時や田植え時の濁水を強制排水しない。 <input type="checkbox"/> 浅水で代かきを実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、あぜぬり又はあぜシートを利用

聞き取り

水田の代かき後、濁水の流出を防止するため、
どのような対策をとっていますか。

(米・管理全般) 特定の米穀 保管・販売

No	点検内容
75	用途限定米穀（加工用米、新規需要米（米粉用、飼料用等）、食用不適米穀（残留農薬基準値超過、カドミウム基準値超過、カビの付着など）を以下の取組により適切に保管・販売・処理 <input type="checkbox"/> 区分保管 <input type="checkbox"/> 票せんによる用途の指示

聞き取り

用途限定米を生産していますか。
保管などでは、どのように区別していますか。

(麦・衛生) 麦の赤かび病

No	点検内容
76	(麦類の赤かび病による DON・NIV 汚染の防止) <input type="checkbox"/> ほ場の巡回などにより、適期に薬剤による防除を実施 <input type="checkbox"/> 適期に収穫 <input type="checkbox"/> 収穫した麦を速やかに乾燥

聞き取り

麦の赤かび病を防止するために、何に気をつけていますか。

栃木県 GAP 規範に基づく
農場点検実施マニュアル

令和 3 (2021)年 1 月
栃木県

〒 320-8501

宇都宮市塙田 1-1-20

農政部経営技術課環境保全型農業担当

TEL 028-623-2286

FAX 028-623-2315

無断引用・転載を禁じます。